

令和6年2月県議会

厚生常任委員会

説明資料

(条例関係)

健康福祉部

目 次

【条例関係議案】

議案第 48 号

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(高齢者支援課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

議案第 49 号

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について

(高齢者支援課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 44

議案第 50 号

熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例の制定について

(子ども家庭福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 46

議案第 51 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(子ども家庭福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 49

議案第 52 号

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(障がい者支援課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 66

議案第 53 号

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(医療政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 90

議案第 72 号

第5次くまもと21ヘルスプランの策定について

(健康づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 92

議案第 74 号

権利の放棄について

(子ども家庭福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 93

第 48 号

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する
条例

(熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本
県条例第66号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の3」を「第32条の4」に改める。

第10条第2項第2号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に
改める。

第12条に次の2項を加える。

9 特別養護老人ホーム(離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和28年法律第72
号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をいう。)又は過疎
地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第
2条第1項に規定する過疎地域をいう。)に所在し、かつ、入所定員が30人以下の
特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に熊本県指定居宅
サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例
第69号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。)第150条第1
項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は熊本県指定介護予防サービス等の事業
の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的
な支援の方法の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第70号)第132条第1
項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下この項及び次項において「
指定短期入所生活介護事業所等」という。))が併設される場合において、当該指定短
期入所生活介護事業所等には、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入
所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師
を配置しないことができる。

10 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する
指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事
業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指

定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合において、当該併設される事業所には、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、調理員又は事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者を配置しないことができる。

第23条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関(第28条第1項に規定する協力医療機関をいう。)の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第24条第2項中「第32条の3」を「第32条の4」に改める。

第28条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院(当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。)」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下この条において同じ。)(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たす場合は、それらの協力医療機関について当該各号の要件を満たす協力医療機関とすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入

所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第 2 8 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1 年に 1 回以上、前項の規定により定める協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、第 1 項の規定により定める協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が第 1 項の規定により定める協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第 3 2 条の 3 を第 3 2 条の 4 とし、第 3 2 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 3 2 条の 3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第 4 1 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 4 3 条中「第 3 2 条の 3 」を「第 3 2 条の 4 」に改める。

第 4 6 条第 1 項ただし書を削り、同条中第 1 2 項を第 1 3 項とし、同条第 1 1 項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号）」を「指定地域密着型サービス基準」に、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介

「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条若しくは」を「指定地域密着型サービス基準第63条若しくは」に、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第44条に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第1項第6号の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームには、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合は、栄養士を配置しないことができる。

第49条中「第32条の3」を「第32条の4」に、「、第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に改める。

第53条中「第32条の3」を「第32条の4」に、「第32条、第32条の2」を「第32条から第32条の3まで」に改める。

（熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号から第4号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第13条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第26条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（当該養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下この条において同じ。）（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たす場合は、それらの協力医療機関について当該各号の要件を満たす協力医療機関とすることができる。

（1）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第26条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 養護老人ホームは、1年に1回以上、前項の規定により定める協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 養護老人ホームは、第1項の規定により定める協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が第1項の規定により定める協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

（熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第28条第2項を同条第7項とし、同条第1項中「次条」を「以下この条及び次条」に改め、同項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、

常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第29条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第36条第1項中「、交付」を削る。

附則第6条第5項及び附則第14条第2項中「同一敷地内にある」を削る。

（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心

身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条ただし書及び第50条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第54条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第58条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第85条第5号中「指定居宅サービス等」の次に「（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第257条第2号及び第275条第2号において同じ。）」を加える。

第101条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第105条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第113条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第111条の2第2項に規定する」を「第111条の3第2項の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第116条中「同項第2号」を「同項第3号」に、「同項第3号」を「同項第4号」に改める。

第134条ただし書及び第151条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第157条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第168条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第168条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催しなければならない。

第169条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第176条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第181条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第186条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第192条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第193条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第194条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成23年政令第376号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第196条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第204条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病
棟を有する病院」及び「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第205条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第206条中「及び第168条」を「、第168条及び第168条の2」に改める。

第209条第2項中「第194条第1項に規定する設備」を「第194条第1項から
第12項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第13項
とし、同条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であ
るユニット型指定短期入所療養介護の」に、「の設備に関する基準は、次の各号に掲げ
るユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとす
る」を「には、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニ
ット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を設けなければならない」に改め、同
項各号を削り、同項の次に次の11項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、ユニッ
ト及び浴室を設けなければならない。

3 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定
めるとおりとする。

(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアから
エまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合する
こと。

ア 病室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所
療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生
活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、
原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただ
し、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの
利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有
すること。

- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。
- (ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。
- (ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 4 前2項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。
 - (2) 機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
 - (3) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。
- 5 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設ける第2項に規定する浴室並びに前項に規定する廊下及び機能訓練室は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第3項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- 7 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、ユニット及び浴室を設けなければならない。
- 8 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合すること。
 - ア 病室 次に掲げる基準に適合すること。
 - (ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

9 前2項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。

(2) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(3) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。

10 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に設ける第7項に規定する浴室並びに前項に規定する廊下及び機能訓練室は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

11 第8項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

12 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けなければならない。

第211条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第216条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第217条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第220条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号及び第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「切り上げる。）」とあるのは、「切り上げる。）」に0.9を乗じて得た数」とする。

(1) 第239条において準用する第168条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
第221条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第230条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第230条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第236条第2項を同条第7項とし、同条第1項中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第238条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第239条中「及び第161条」を「、第161条及び第168条の2」に改める。

第243条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第249条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第252条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第253条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第257条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第257条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第258条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第263条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」と

いう。)」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第264条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1項を加える。

(2) 第257条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第265条後段中「第108条第1項、第2項及び」を「第108条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条」に改め、「、同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービス利用」と」を削る。

第267条後段中「第108条第1項、第2項及び」を「第108条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条」に改め、「、同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と」を削る。

第270条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第275条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第275条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1項を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付け

た指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第276条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第277条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1項を加える。

- (2) 第275条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第278条後段中「第108条第1項、第2項及び」を「第108条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条」に改め、「、同条第2項ただし書中「処遇」とあるのは「サービス利用」と」を削る。

第5条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第72条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第78条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1項を加える。

- (2) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第81条第3項中「場合」の次に「について」を加え、「第80条第1項に規定する人員」を「第80条第1項から第3項までに規定する人員」に、「第1項に規定する基

準」を「前3項に規定する基準」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第85条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第86条第5項中「場合」の次に「について」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第88条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第95条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第95条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第97条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第95条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第138条第4項中「場合」の次に「について」を加え、「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第141条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第142条第6項中「場合」の次に「について」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第147条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第141条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第193条第1項第1号中「熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第6条 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第50条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第55条の4第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」

に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第56条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1項を加える。

(2) 第59条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2項を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第61条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第87条第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等をいう。」の次に「第253条第4号及び第267条第3号において同じ。」を加える。

第133条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第139条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第142条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及

び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加える。

第143条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第143条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第144条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第160条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第170条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第176条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第177条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第178条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成23年政令第376号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第180条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第182条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」及び「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第183条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第184条中「及び第143条」を「、第143条及び第143条の2」に改める。

第194条第2項中「第209条第1項に規定する設備」を「第209条第1項から第12項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする」を「には、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を設けなければならない」に改め、同項各号を削り、同項の次に次の11項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、ユニット及び浴室を設けなければならない。

3 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合すること。

ア 病室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属する

ユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

4 前2項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。

(2) 機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

(3) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。

5 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に設ける第2項に規定する浴室並びに前項に規定する廊下及び機能訓練室は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

6 第3項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

7 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、ユニット及び浴室を設けなければならない。

8 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備を設けるものとし、それぞれアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準に適合すること。

ア 病室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準に適合すること。

(ア) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

9 前2項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては、2.7メートル)以上とすること。

(2) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(3) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。

10 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に設ける第7項に規定する浴室並びに前項に規定する廊下及び機能訓練室は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

11 第8項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する

同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

12 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けなければならない。

第197条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第198条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第206条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号及び第2項第2号の規定の適用については、これらの規定中「切り上げる。）」とあるのは、「切り上げる。）に0.9を乗じて得た数」とする。

(1) 第220条において準用する第143条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第207条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第213条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第213条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第217条中第2項を第7項とし、同条第1項中「をいう。」の次に「以下この条に

において同じ。」を加え、同項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第219条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第220条中「第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）」を「第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで」に、「及び第142条の2」を「、第142条の2及び第143条の2」に、「同項」を「第55条の4第1項」に改める。

第231条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第236条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第237条中「第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）」を「第55条の8まで、第55条の10から第55条の11まで」に、「第214条まで」を「第213条まで、第214条」に改める。

第241条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」

を加える。

第242条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第249条第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第250条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第253条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第253条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第253条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第254条第1項中「期間等」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把

握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第259条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第264条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第267条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第267条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第267条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第268条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具

販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第7条 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第74条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第77条第15号中「及び第10号から第14号」を「、第9号及び第12号から前号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第78条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第80条第3項中「場合」の次に「について」を加え、「第81条第1項に規定する人員」を「第81条第1項から第3項までに規定する人員」に、「第1項に規定する基準」を「前3項に規定する基準」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号。第119条第4項及び第177条第1項第1号において「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号。第119条第4項及び第177条第1項第4号において「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する

人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第84条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第87条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第87条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第93条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第96条第1項第4号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第96条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第96条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第96条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第119条第4項中「場合」の次に「について」を加え、「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第125条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第128条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第128条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第128条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」とし、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第177条第1項第1号中「熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第8条 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を削り、同条第7項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第11項中「第34号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準」という。」を加え、同条に次の3項を加える。

12 指定介護老人福祉施設（離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をいう。）又は過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）に所在し、かつ、入所定員が30人以下の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第150条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支

援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号）第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合において、当該指定短期入所生活介護事業所等には、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を配置しないことができる。

13 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合において、当該併設される事業所には、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を配置しないことができる。

14 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合において、当該指定介護老人福祉施設には、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、介護支援専門員を配置しないことができる。

第25条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関（第34条第1項に規定する協力医療機関をいう。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。次条において同じ。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医

療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下この条及び次条において同じ。）（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たす場合は、それらの協力医療機関について当該各号の要件を満たす協力医療機関とすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、前項の規定により定める協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、第1項の規定により定める協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が第1項の規定により定める協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第41条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第43条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第72号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項第4号を削る。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「病院をいう」を「医療機関をいう」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たす場合は、それらの協力医療機関について当該各号の要件を満たす協力医療機関とすることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所

者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、前項の規定により定める協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、第1項の規定により定める協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が第1項の規定により定める協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

- 第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第42条第2項各号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受

講するよう努めなければならない。

(熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第10条 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年熊本県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「病院をいう」を「医療機関をいう」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第2項第2号中「又は」を「及び」に改める。

第34条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たす場合は、それらの協力医療機関について当該各号の要件を満たす協力医療機関とすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、前項の規定により定める協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護医療院は、第1項の規定により定める協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が第1項の規定により定める協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び附則第3項を次のとおり改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項（新居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第98条において準用する場合に限る。）並びに第5条の規定による改正後の熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第4条第3項（新介護予防サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第

55条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準条例第96条及び新介護予防サービス等基準条例第92条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。））」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条の2（新居宅サービス等基準条例第98条において準用する場合に限る。）及び新介護予防サービス等基準条例第55条の2の2（新介護予防サービス等基準条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条の規定は、同年6月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第29条第3項（新軽費老人ホーム基準条例附則第10条及び附則第17条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第34条第3項（新居宅サービス等基準条例第42条の4、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第114条、第116条、第136条、第148条、第170条（新居宅サービス等基準条例第183条において準用する場合を含む。）、第183条の3、第190条、第206条（新居宅サービス等基準条例第218条において準用する場合を含む。）、第239条及び第250条において準用する場合を含む。）及び第263条第3項（新居宅サービス等基準条例第267条及び第278条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に

関する条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第55条の4第3項（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第126条、第145条（新介護予防サービス等基準条例第162条において準用する場合を含む。）、第167条の3、第174条、第184条（新介護予防サービス等基準条例第199条において準用する場合を含む。）、第220条及び第237条において準用する場合を含む。）及び第249条第3項（新介護予防サービス等基準条例第256条及び第265条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第35条第3項（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、第9条の規定による改正後の熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第35条第3項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）並びに第10条の規定による改正後の熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第35条第3項（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第157条第6項（新居宅サービス等基準条例第183条の3及び第190条において準用する場合を含む。）、第176条第8項、第196条第6項及び第211条第8項並びに新介護予防サービス等基準条例第139条第3項（新介護予防サービス等基準条例第162条、第167条の3及び第174条において準用する場合を含む。）及び第180条第3項（新介護予防サービス等基準条例第199条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第32条の3（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第168条の2（新居宅サービス等基準条例第183条、第183条の3、第190条、第206条（新居宅サービス等基準条例第218条において準用する場合を含む。）及び第239条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第143条の2（新

介護予防サービス等基準条例第162条、第167条の3、第174条、第184条（新介護予防サービス等基準条例第199条において準用する場合を含む。）及び第220条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第41条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第40条の3（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第40条の3（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第230条の2及び新介護予防サービス等基準条例第213条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 6 施行日から令和9年3月31日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第28条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第26条第1項、新指定介護老人福祉施設基準条例第34条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第34条第1項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第34条第1項（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めなければ」とあるのは「定めるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例等の一部を改正する条例（案）の概要

高齢者支援課

議案番号	条 例 名	内 容
第 4 8 号	熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号、以下「基準省令」という。)の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する。</p> <p>2 内容 (1)基準省令の一部改正に伴い、以下の9条例について所要の規定整備を行う。 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>(2)主な改正内容 各介護サービスに共通する改正点は、主に以下の3つ 「書面掲示」規制の見直し 管理者の兼務の範囲の明確化 身体的拘束等の適正化の推進</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日等</p>

第 49 号

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第73号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）の規定中指定介護療養型医療施設に関する部分が失効することに伴い、熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営
の基準に関する条例を廃止する条例（案）の概要

高齢者支援課

議案番号	条 例 名	内 容
第 4 9 号	熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例	<p>1 条例改正の趣旨 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）の規定中指定介護療養型医療施設に関する部分が失効することに伴い、熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する必要がある。</p> <p>2 内容 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する。</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>

第 50 号

熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例

(熊本県女性相談センター条例の一部改正)

第1条 熊本県女性相談センター条例(昭和39年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)第9条第1項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第3条第1項中「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生」を「困難な問題を抱える女性(法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。)への支援」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は法第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第4条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他必要な援助を行うこと。
- (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

第3条第2項を削る。

第4条中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第 6 6 号事務の欄中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成 1 6 年熊本県条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号才中「売春防止法(昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号)」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和 4 年法律第 5 2 号)」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 2 4 年熊本県条例第 7 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 3 条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第 1 1 7 条第 2 項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和 4 年法律第 5 2 号)の施行を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例（案）の概要

子ども家庭福祉課

議案番号	条 例 名	内 容										
第 5 0 号	熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備する。</p> <p>2 内容 (1) 次の4条例について、根拠法令が「売春防止法」から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に変更されること等に伴い、関係規定を整備する。 ア 熊本県女性相談センター条例 イ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 ウ 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例 エ 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (2) 主な改正内容</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改正前</th> <th style="width: 50%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売春防止法</td> <td>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</td> </tr> <tr> <td>婦人相談所</td> <td>女性相談支援センター</td> </tr> <tr> <td>婦人相談員</td> <td>女性相談支援員</td> </tr> <tr> <td>婦人保護施設</td> <td>女性自立支援施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日</p>	改正前	改正後	売春防止法	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	婦人相談所	女性相談支援センター	婦人相談員	女性相談支援員	婦人保護施設	女性自立支援施設
改正前	改正後											
売春防止法	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律											
婦人相談所	女性相談支援センター											
婦人相談員	女性相談支援員											
婦人保護施設	女性自立支援施設											

第 51 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター(第91条-第95条)」を「第11章 削除」に、「第15章 雑則(第119条)」を「第15章 里親支援センター(第119条-第124条) 雑則(第125条)」に改める。

第5条の3第1項及び第14条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第27条第5項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第29条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

第32条中「及び」を「について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向、当該乳幼児や」に改める。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第40条中「及び」を「について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該母子それぞれの意見又は意向、当該母子や」に改める。

第43条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第59条第3項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第64条中「及びその家庭の状況等を勘案し」を「について、年齢、発達の状況その

他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して」に改める。

第67条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第68条第6項第2号及び第7項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第8項中「肢体不自由」の次に「（法第6条の2の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第69条第22項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第23項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第78条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3項第1号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同項第3号中「訓練」を「支援」に改める。

第79条第6項第6号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第84条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。第3号において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第1号「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項第3号「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 静養室

第84条第3項から第5項までを削り、同条第2項中「前項第1号及び第2号」を「第1項第1号及び第2号」に改め、「（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターに設ける設備を除く。）」を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号（第4号を除く。）に掲げる設備のほか、肢体不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第85条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。第2項、第3項及び第6項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第3項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第2号中「第10項第2号において同じ。」を削り、同項第3号中「第10項第3

号において同じ。」を削り、同条第8項から第20項までを削り、同条第21項中「第92条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「（主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医に限る。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 児童発達支援センターは、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合は、第1項各号（第1号を除く。）に掲げる職員に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を配置しなければならない。

第86条から第88条までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第89条を次のように改める。

第89条 削除

第90条を次のように改める。

（心理学的及び精神医学的診査）

第90条 児童発達支援センターは、児童に対して心理学的及び精神医学的診査を行う場合は、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第91条から第95条まで 削除

第97条第6項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第100条中「及びその家庭の状況等を勘案し」を「について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して」に改める。

第103条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第105条第3項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第110条中「個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案し」を「児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して」に改める。

第113条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第119条を第125条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第119条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(従業者の配置の基準等)

第120条 里親支援センターに配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 里親制度等普及促進担当者
- (2) 里親等支援員
- (3) 里親研修等担当者

2 前項第1号に掲げる里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 第1項第2号に掲げる里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 第1項第3号に掲げる里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第121条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第122条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第123条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務

の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第124条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

(熊本県こども総合療育センター条例の一部改正)

第2条 熊本県こども総合療育センター条例(昭和30年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 法第43条に規定する児童発達支援センター

第2条第3号を削る。

(熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第3条 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号ア(イ)中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、同号ア(ク)中「母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項」を「児童福祉法第10条の2第1項」に、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

(熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成16年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「、医療型児童発達支援」を削り、「児童自立支援施設」の次に「こども家庭センター」を加え、同号クを削り、同号ケを同号クとし、同号コからシまでを同号ケからサまでとし、同号ス中「シまで」を「サまで」に改め、同号スを同号シとする。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第62条)

目次中 第2節 人員に関する基準(第63条-第64条) を「第3章 削除」

第3節 設備に関する基準(第65条)

第4節 運営に関する基準（第66条－第71条）」

に改める。

第2条第2項第3号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第4号中「、第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条第2項中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第6項及び第7項を削り、同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項各号及び第4項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を有しなければならない。

第7条第8項中「第5項」を「前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「、第6項第1号」を削り、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項まで（第1項第1号を除く。）」を「第4項まで（第1項第1号を除く。）及び第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第5項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第11項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第11条第1項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

（8） 静養室

第11条第2項を次のように改める。

2 前項各号（第4号を除く。）に掲げる設備のほか、治療を行う指定児童発達支援事業所は、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第3項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項ただし書を削り、同

条第4項を削り、同条第5項中「第1項各号」の次に「及び第2項」を加え、「並びに前項の静養室及び聴力検査室」を削り、同項ただし書中「場合は、」の次に「第2項に掲げる設備を除き、」を加え、同項を同条第4項とする。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条第5項中「当該児童発達支援を利用する障害児の」を削り、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前項の評価」を「自己評価及び保護者評価」に、「及び同項の」を「並びに前項に規定する」に改め、「内容を」の次に「保護者に示すとともに、」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「ついて、」の次に「指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、」を、「自ら評価」の次に「（以下この条において「自己評価」という。）」を加え、「保護者」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」に改め、「による評価」の次に「（以下この条において「保護者評価」という。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項の規定による指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなけ

ればならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加・包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第57条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第62条から第71条まで 削除

第72条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第75条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第80条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第81条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に改め、「以下」の次に「この項において単に」を加え、「訓練等」を「支援」に、「」を行い、及び」を「」を行い、並びに」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第81条の7の次に次の1条を加える。

(指定居宅訪問型児童発達支援の取扱方針)

第81条の7の2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第81条の9において準用する第28条第1項に規定する居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、障害児の支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条において同じ。）の確保並びに次項の規定による指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質について自ら評価を行い、常にその指定居宅訪問型児童発達支援の質の改善を図らなければならない。

6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなけ

ればならない。

7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定居宅訪問型児童発達支援の質の改善を図るよう努めなければならない。

第81条の9中「第26条」の次に「、第27条の2」を加え、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「、第53条から第55条の2まで、第63条の2並びに第69条の2」を「並びに第53条から第55条の2まで」に、「第69条の2第1項中「第71条」とあるのは「第81条の9」と、「医療型児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と」を「第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に掲げる領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」に改める。

第89条中「第26条」の次に「、第27条（第4項を除く。）、第27条の3」を加え、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「第63条の2、第69条の2並びに第81条の6から第81条の8まで」を「第81条の6、第81条の7並びに第81条の8」に、「第28条（」を「第27条第1項及び第28条（」に、「第44条第1項」を「第27条第5項中「を受け」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受け」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第6項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項」に改め、「勤務体制」と」の次に「、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加え、「、第69条の2第1項中「第71条」とあるのは「第89条」と、「医療型児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を削る。

第90条第1項中「第5項及び第8項」を「第6項及び第7項」に改め、「、第63条」を削り、「第6項」を「第5項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第9項」を「同条第8項」に、「同条第10項」を「同条第9項」に、「第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」

とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを「同条第10項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と」に改める。

第92条第1項中「、第66条」を削り、同条第2項中「、第66条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に、「指定医療型児童発達支援の事業又は」を「又は」に改め、同条第3項及び第4項中「、第66条」を削る。

第93条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第71条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)
第6条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第3条第1項中「いう。）」の次に「及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。))」を加え、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第46条において「障害福祉サービス」という。))」を「障害福祉サービス」に改める。

第5条第1項第2号イ中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第5項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第6項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第4項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第20条中第5項を第7項とし、第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、同条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むこと

ができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第21条第2項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項「当たっては、」の次に「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、」を加える。

第21条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第21条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第22条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第25条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練

等」を「支援」に改める。

第39条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第46条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第52条第1項第5号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第53条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号ア中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同号ウ中「指導」を「支援」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条中熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第50条第1項の改正規定及び第6条中熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第46条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。次項において「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされるものについては、第1条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第84条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされるものについては、新児童福祉施設基準条例第85条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることが

できる。

- 4 この条例の施行の際現に設置されている第1条の規定による改正前の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準等に関する条例（次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。）第84条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に設置されている旧児童福祉施設基準条例第84条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第85条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 6 この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ア（ク）に掲げる施設において助産師の業務に従事した者は、当該施設において従事した期間に相当する間、第3条の規定による改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ア（ク）に掲げる施設において助産師の業務に従事した者とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に指定を受けている第5条の規定による改正前の熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業者については、改正後の熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 8 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に設置されている旧指定通所支援基準条例第7条第6項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第7項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 10 この条例の施行の際現に設置されている旧指定通所支援基準条例第7条第6項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第7項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援

基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

11 新指定通所支援基準条例第27条の2（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第78条、第78条の2、第81条及び第81条の9において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（提案理由）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の
一部を改正する条例（案）の概要

子ども家庭福祉課

議案番号	条 例 名	内 容
第 5 1 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の一部改正等を踏まえ関係条例の規定を整備する。</p> <p>2 内容 次の 6 条例について、児童福祉法の一部改正等を踏まえ関係規定を整備する。 ア 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 イ 熊本県こども総合療育センター条例 ウ 熊本県看護師等修学資金貸与条例 エ 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例 オ 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 カ 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 ただし、熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 5 0 条第 1 項及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 4 6 条第 1 項の改正規定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 4 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。 また、附則第 2 項 - 附則第 7 項関係については、所要の経過措置を定める。</p>

第 52 号

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 149 条の 4」を「第 149 条の 5」に改める。

第 2 条第 2 項第 6 号中「、指定通所支援基準条例第 6 2 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第 26 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第 27 条第 2 項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 26 第 2 項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下「指定特定相談支援事業者等」という。)に」を加え、同条第 3 項中「居宅介護計画作成後」を「第 1 項の居宅介護計画の作成後」に改める。

第 31 条に次の 1 項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第 40 条第 4 項中「により知事」の次に「(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、当該指

定都市の市長。以下同じ。）」を加える。

第46条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第51条第7項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第59条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に改め、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第87条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第95条の4第1号及び第2号中「第149条の3」を「第149条の4」に改める。

第106条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第123条中「、第30条」を「から第31条まで」に改める。

第143条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第149条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第8章第5節中第149条の4を第149条の5とし、第149条の3を第149条の4とし、第149条の2の次に次の1項を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第137条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、

指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第150条中「基準該当障害福祉サービス（）」の次に「第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第204条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第150条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）
第150条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1）病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

（2）病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

（3）病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技

術的支援を受けていること。

第159条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第168条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第172条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第190条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第181条第1項」を「第180条第6項中「賃金及び工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第181条第1項」を「第180条第6項中「賃金及び工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第194条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第194条の14第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数

（ア） 利用者の数が60以下 1以上

（イ） 利用者の数が61以上 利用者の数から60を控除して得た数を60で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数

（ア） 利用者の数が30以下 1以上

（イ） 利用者の数が31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

第194条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により有しなければならないサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により有しなければならないサービス管理責任者とみなすことができる。

第194条の17を次のように改める。

第194条の17 削除

第194条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「により、」の次に「又はテレビ電話装置等を活用して、」を加える。

第194条の20中「第60条中」を「第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第195条中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談への対応、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第198条の2第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第198条の5中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第198条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第198条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第201条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第200条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症

又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を
取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合
においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につ
いて協議を行わなければならない。

第201条中「、第76条」を削る。

第201条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談
への対応、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せ
て行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に
改める。

第201条の3中「相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助」
を「相談への対応、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこ
れに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な
援助」に改める。

第201条の10の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第2項中「前項の」
の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第8項とし、同条第1項中「、日中サ
ービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「都道府県知事」を「知
事」に改め、「実施状況」の次に「及び第3項の報告、要望、助言等の内容又は前項の
評価の結果」を加え、同項を同条第7項とし、同条に第1項から第6項までとして次の
6項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活
援助の提供に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等
地域との交流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が地域住民と交流できる機
会を確保するよう努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活
援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地
域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、
助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、
おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定
共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 5 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第3項の報告、要望、助言等につ
いての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第201条の11中「、第76条」を削る。

第201条の12中「相談その他の日常生活上の援助」を「相談への対応その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第201条の13中「及び食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の22中「、第76条」を削る。

第202条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第205条第1項第3号及び同条第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第206条ただし書中「他の職務に従事」の次に「させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事」を加える。

第208条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第209条第1項中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

附則第10項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第13項及び第14項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

「第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第161条の2）

第2節 人員に関する基準（第161条の

第3節 設備に関する基準（第161条の

第4節 運営に関する基準（第161条の

第10章 就労移行支援

目次中「第10章 就労移行支援」を

3・第161条の4) に改める。

5)

6-第161条の9)

」

第3条第1項中「及び第7章から」を「、第8章、第9章及び第10章から」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に有しなければならない就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスを行う事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第2項第1号を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。」とあるのは「基準省令第173条の9において読み替えて準用する基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この項において同じ。」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者」とあるのは「基準省令第173条の9において読み替えて準用する基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者」と読み替えるものとする。

第168条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第171条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第185条中「及び第147条」を「、第147条及び第171条の2」に改める。

第190条及び第194条中「第147条」の次に「、第171条の2」を加える。

（熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成2

4年熊本県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第26条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第27条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思

及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第28条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

- 5 指定障害者支援施設は、第3項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 6 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第28条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施

し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第51条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第57条第4項中「により知事」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、当該指定都市の市長。以下同じ。）」を加える。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

（熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第16条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、

同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を加え、「開催し」の次に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第44条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第52条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第58条第4項中「前項第各号」を「前項各号」に改める。

第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

（規模）

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。

第63条第1項各号列記以外の部分中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、「第37条ただし書及び」を削る。

第88条第1項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援等基準条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第5条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条－第60条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条－第60条）」に改める。
就労選択支援（第60条の2－第60条の8）」を第5章の2

第3条第1項中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援
（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。

（従業者の配置の基準）

第60条の4 就労選択支援事業所に有しなければならない就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）の数は、就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項に規定する就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49

条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

(熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業（法第5条第18項に規定する一般相談支援事業をいう。以下同じ。）若しくは特定相談支援事業（同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下同じ。）を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

- 3 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告すると

ともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

5 障害者支援施設は、第3項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第198条の7（新指定障害福祉サービス基準条例第201条の22において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第198条の10の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第198条の7第2項及び第3項並びに第198条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第198条の7第4項及び第198条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第28条の2の規定の適用については、同条第3項及び第4項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第5項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第28条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。
- 5 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第6条の規定による改正後の熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第20条の2の規定の適用については、同条第3項及び第4項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第5項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告する

よう努めなければ」とする。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

障がい者支援課

議案番号	条 例 名	内 容
第 5 2 号	熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 改正対象条例</p> <p>熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(第1条、第2条関係)</p> <p>熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(第3条、第4条関係)</p> <p>熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(第5条関係)</p> <p>熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(第6条関係)</p> <p>(2) 条例改正の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス「就労選択支援」の創設に伴い「指定就労選択支援事業者」の人員、設備及び運営の基準に関する規定の追加 ・ 共同生活援助事業所(グループホーム)における一人暮らし等を希望する障がい者への支援に関する規定の追加 ・ その他運営基準及び人員基準の見直しに伴う改正 <p>3 施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>

第 53 号

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例
熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第5
3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正に伴い、関係規定を整理す
る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する
条例の一部を改正する条例（案）の概要

医療政策課

議案番号	条 例 名	内 容
第 5 3 号	熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 医療法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 5 0 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する。</p> <p>2 内容 病院における栄養士に係る配置基準を栄養士及び管理栄養士に係る配置基準とする。</p> <p>3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日</p>

第 72 号

第5次くまもと21ヘルスプランの策定について

第5次くまもと21ヘルスプランを次のように策定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第5次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）（別冊）

（提案理由）

第5次くまもと21ヘルスプランの策定については、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成16年熊本県条例第35号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 74 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	貸付年度		内訳	金額等	
母子福祉資金貸付金	平成18年度	個人	未償還元金	179,322円	貸付けの相手方の破産及び連帯保証人による消滅時効の援用により今後回収の見込みがないため。
			その他	未償還元金に係る 違約金の請求権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

権利の放棄について（概要）

子ども家庭福祉課

議案番号	議 案 名	内 容
第 7 4 号	権利の放棄について	<p>1 放棄する権利 母子福祉資金貸付金債権 1 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付年度 平成18年度 ・債権の内訳 未償還元金 179,322円 <p style="padding-left: 40px;">そ の 他 未償還元金に係る違約金の請求権</p> <p>2 権利の放棄を行う理由 貸付けの相手方の破産及び連帯保証人による消滅時効の援用により今後回収の見込みがないため。</p>